

○朝倉市子ども医療費の支給に関する条例

平成18年3月20日

条例第133号

改正 平成18年9月29日条例第221号

平成19年12月28日条例第22号

平成20年3月31日条例第16号

平成20年6月27日条例第23号

平成22年6月28日条例第18号

平成23年3月23日条例第4号

平成26年7月3日条例第9号

平成28年3月23日条例第 号

平成28年7月4日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児 朝倉市の区域内に住所を有する6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

(2) 児童 朝倉市の区域内に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法による保護を受けている者、朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第132号）の適用を受ける者及び朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第135号）の適用を受ける者を除く。

ア 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の

3月31日までの間にある者

イ 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

- (3) 子ども 乳幼児及び児童をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に該当する保護者とする。

- (1) 朝倉市の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法による保護を受けている保護者は、対象者から除くものとする。

（子ども医療費の支給等）

第4条 朝倉市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養（第2条第2号イに該当する児童にあっては、入院に係る医療に限る。）に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により療養に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、児童にあって

は、当該子ども医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに、次の各号に掲げる額については、支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,200円（自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額）

2 前項の規定にかかわらず、朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の適用を受ける者であって12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものの保護者については、朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例により負担すべき額（1月につき3,500円を超えた場合の額をいう。）を負担した場合に限り、負担した額から3,500円を控除した額に相当する額を、子ども医療費とみなして支給する。

3 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関の診療とみなす。

4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給資格の申請及び認定）

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

（子ども医療証の交付）

第6条 市長は、保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けたもの（以下「受給資格者」という。）のうち、乳幼児に係る子ども医療費の支給の対象となる受給資格者に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による乳幼児に係る子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

（子ども医療証の提出）

第7条 乳幼児が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

（支給の方法）

第8条 市長は、乳幼児に係る子ども医療費については、当該子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとし、児童に係る子ども医療費については、当該児童に係る受給資格者の請求に基づき、当該受給資格者にこれを支給するものとする。

2 前項の規定による乳幼児に係る子ども医療費の支払があったときは、受給資格者に対し乳幼児に係る子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、乳幼児が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

（届出義務）

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（報告等）

第12条 市長は、子ども医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者その他関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出、若しくは文書の提示を求め、又は当該受給資格者その他関係者に質問し、若しくは報告事項等の照会をすることができる。

(受給権の保護)

第13条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の甘木市乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年甘木市条例第27号)、朝倉町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年朝倉町条例第18号)又は杷木町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年杷木町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第221号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の改正規定中「ただし」の次に「、乳幼児のうち3歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあつては」を加える部分は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第23号)

1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格

の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成 22 年条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る乳幼児医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る子ども医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

（朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正）

3 朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例（平成 18 年朝倉市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 26 年条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る子ども医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 号）

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 29 号）

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

○朝倉市子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第80号

改正 平成20年3月31日規則第36号

平成20年9月29日規則第75号

平成22年6月28日規則第33号

平成23年6月7日規則第17号

平成28年7月29日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、朝倉市子ども医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第133号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ、子ども医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類
- (3) 3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証（以下「医療証」という。）の

交付は、市長が同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査した上行うものとする。

- 2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

第4条 医療証の有効期限は、当該子どもが12歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

- 2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）とする。

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子どもに係る子ども医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第1項（前条に規定する場合を除く。）又は第3

項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、子ども医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、子どもが朝倉市国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を当該申請書を提出した受給資格者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第10条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
- (2) 子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名
- (3) 受給資格者の住所及び氏名（受給資格者が被保険者等でない場合に限る。）
- (4) 子どもの死亡
- (5) 子どもの被保険者等
- (6) 子どもの被保険者等に係る保険者
- (7) その他市長が必要と認める事項

- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証（交付を受けている場合に限る。以下同じ。）を添え、これを市長に提出しなければならない。

- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 4 受給資格者は、子ども医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失の特例)

第11条 受給資格者は、条例第3条第2項に該当するに至った場合は、当該至った

日の属する月の末日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

(様式)

第12条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格(認定・更新)申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 子ども医療証 様式第2号
- (3) 子ども医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書(医科、歯科用) 様式第4号
- (5) 子障親医療費請求書(調剤用) 様式第5号
- (6) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第6号
- (7) 子ども医療費支給申請書 様式第7号
- (8) 子ども医療変更届 様式第8号
- (9) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第9号

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の甘木市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年甘木市規則第31号)、朝倉町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年朝倉町規則第2号)又は杷木町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年杷木町規則第2号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により交付された乳幼児医療証は、平成17年度の間限り、この規則の規定により交付された乳幼児医療証とみなす。

附 則(平成20年規則第36号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第75号)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、改正後の朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年朝倉市条例第23号）による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続をすることができる。

附 則（平成22年規則第33号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、改正後の朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成22年朝倉市条例第18号）による受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続をすることができる。

附 則（平成23年規則第17号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年朝倉市条例第13号）による改正後の朝倉市子ども医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第133号）の規定により子ども医療費の支給を受けようとする者は、施行日前においても、この規則による改正後の朝倉市子ども医療費の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を申請することができる。

3 市長は、前項の規定により認定の申請があった場合は、施行日前においても、新規則の規定により、子ども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付の手続をすることができる。